

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会 指導医制度施行細則

- 第1条 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会指導医制度規則の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。
- 第2条 指導医制度規則第4条により指導医と認定された者は、あらかじめ指導医登録料を納付しなければ、指導医認定証の交付を受けることができない。
- 第3条 1. 認定制度認定医制度規則第10条に規定する研修施設の指定を申請する責任者は、次の各号に定める書類を認定医審議会に提出しなければならない。
- (1) 研修施設申請書
 - (2) 研修施設の概要と見取図
 - (3) 指導医の在籍証明書
 - (4) 研修カリキュラム
2. 認定医審議委員会は必要と認める場合、当該施設の実地調査をすることができる。
- 第4条 指導医の研修単位基準とは、認定医制度細則附表2に定める研修単位の合計単位による。所定の研修単位は5年間でⅠに規定する研修会出席を60単位以上及びⅡ・Ⅲに規定する業績を20単位以上とする。
- 第5条 指導医更新申請は、認定失効期日の1年前から行うことができる。
- 第6条 この制度の施行に関わる諸手数料を次のように定める。
- 1. 指導医認定申請料 2万円
 - 1. 指導医登録料 4万円
 - 1. 指導医更新手数料 2万円
- 第7条 この細則の変更は理事会の承認を経て、総会での報告を必要とする。

附 則

本施行細則は、平成15年6月28日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成18年6月17日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成19年4月1日より施行する。